

調査研究、研修、要請・陳情活動報告書

令和 6 年 11 月 22 日

志摩市議会議員 様

会 派 名	新風	代表者氏名	小河 光昭
年 月 日	令和 6 年 11 月 5 日 (火)		
時 間	午後 3 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分		
参加者氏名	小河光昭 下村卓也		
用 務 先	住 所	〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1	
	名 称	飯舘村役場 産業振興課	
目的・内容	目的：耕作放棄地解消に向けた取り組みを学ぶ 内容：飯舘村の合同会社福相農園が耕作放棄地解消活動を行い多くの耕作放棄地を復活させた実績を持ち、現在でも移住・定住に向けた取り組みを積極的に行っている。官民連携がどのようになり、耕作放棄地の解消に向けた実績を上げることができたのか等のレクチャーを受けることを狙ったが、特に合同会社福相農園と一般個人農業従事者との連携には大きな違いはないということであったため、飯舘村の取り組みの現状と将来に向けた農業復興への取り組み計画をレクチャーしていただくこととした。		

成果・所感

(現状や事業効果)

志摩市では農業従事者の高齢化が顕著であり、耕作放棄地が増え、その土地を狙って太陽光発電施設業者が用地買収に動いている状況にある。

耕作放棄地が増えれば、耕作している農地への獣害被害が進み、その対策にも苦慮している状況もある上に費用対効果が期待できず、先祖代々から受け継がれてきた農地を荒らさないようにするという使命感のみで農業に携わっている事業者が極めて多い状況にある。

この対策ができれば伊勢志摩サミットにおいて安倍首相から日本の原風景と紹介された原風景の復活も期待できる。

飯館村は、水稻作付面積が 1,400ha あるが、東日本大震災の影響により現在回復傾向にはあるが 250ha にまでしか回復していない。耕作放棄地抑制対策には、国からの復興支援金を充て、農地所有者は荒廃地にしないための維持管理だけでも収入を得られる制度の活用があった。また、原発事故による放射能の影響から、主食用水稻栽培は収穫量の約 20%程度にとどまっており、国からの交付金を受けて飼料用として作付けされたコメを生産する農家が多いとのことであった。このようなことから、現在農地集積を行い大規模農業が可能となるよう官民連携で事業の実施が行われていた。飯館村の水稻用の水田は概ね三反規模であることから、志摩市と比較すると比較的農地集積には適した環境が既にあると感じた。

また、獣害対策支援としてメッシュ柵の無償貸与や太陽光発電施設への転換については一定の条件で農地からの転換が認められていた。農地のその就業者を守る対策に取り組み、農業離れは元より飯館村から離れていく人口減少対策にも寄与する取り組みを進めていた。



(本市に導入できること)

合同会社福相農園がどのように飯館村と連携を図りながら事業構築をしたのかを期待していたが、建設業を営む事業主が耕作放棄の進む状況を懸念し、自主的に事業を始め、従業員にその事業に携わさせるなどの工夫をしながら耕作放棄地を晴らす努力をしていた。

飯館村は東日本大震災に起きた原発事故の影響を受け、全村民が避難を余儀なくされ、農地の復旧作業を就農者確保に努めていた。震災復興のための国からの交付金もあり農業就農者に対する支援金制度は充実しており、この制度設計を志摩市が応用できるなら、市の耕作放棄地の抑制と荒廃地の抑制にはつながると感じた。

(本市に導入した場合の課題)

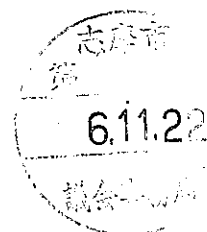
志摩市は飯館村のような 1 枚の水田の平均が 3 反といった広い水田は少なく、広くても 1 反といった水田がまだまだ多い。基盤整備をするにも高齢化が進み農業を生業として事業をするには、出口戦略をしっかりと行い、安定した生活ができるように市がサポートすることが望まれる。飯館村の実例のように 1 民間人がふるさとの荒廃を憂い、就業の場とする考えのもとに耕作放棄地の再生を図っていただくことを期待できるとは考えにくい。高齢化する農業従事者が耕作放棄に至らないよう事業補助金の充実や受益者負担の見直しなどしっかりと

したサポート体制の構築が必要である。

(今後の検討)

限られた予算の中で、市の農地をどのように守っていくのか。耕作放棄した農地は太陽光発電施設建設事業者が購入し、発電施設が至る所に出来上がってくる可能性は否めない。市の農業政策がどこに向いていけばよいのかをしっかりと検討する体制整備と農業従事者の声を聞き、施策に反映させるための体制づくりが望まれる。獣害対策支援や耕作放棄地にさせないための受益者負担のあり方を見直し、高齢化が進む農業就労人口の減少を食い止めるための施策を講じる必要がある。

調査研究、研修、要請・陳情活動報告書



令和 6 年 11 月 22 日

志摩市議会議員 様

会 派 名	新風	代表者氏名	小 河 光 昭
年 月 日	令和 6 年 11 月 6 日 (水)		
時 間	午前 10 時 00 分 ~ 午後 0 時 00 分 (正午)		
参加者氏名	小河光昭・下村卓也		
用 務 先	住 所	〒976-8601 福島県相馬市中村字北町 63-3	
	名 称	相馬市役所 総務部 地域防災対策室、議会事務局	
目的・内容	目的：東日本大震災被災と復興及び震災後の議会活動 内容：相馬市における東日本大震災の被災状況とその後の復興の歩みについて学ぶと共に被災後の議会活動はどのようにされており、どれくらいの時期から通常の議会活動が行えるようになったかを学び、南海トラフ地震が想定される志摩市における対策の参考とする。		

(現状や事業効果)

志摩市は南海トラフ地震発生が危惧され、発生したらその時市は何ができるのか、議会は何ができるのかの疑問の解消に役立てるべく、相馬市役所を訪し、当時の状況の聞き取り調査を行った。

震災当時の市役所は今回訪問した市役所ではなく、もう少し海側に庁舎があったとのことであった。震災発生時は平日の午後であったことから、職員は庁舎に勤務しており、停電の発生もなかったことから、震災対応への迅速な準備が幸いにもできていた。その当時の状況を風化させないため、震災後10年経過を機に「相馬市復興10年ダイジェスト(第11回中間報告兼)」という冊子を作成していた。この冊子は日本語版と英語版を作成しており、資料提供として日本語版3冊と英語版1冊をいただいたことから、防災危機管理室に参考資料として提供した。

この取り組みを参考にすれば、これまで模索してきた防災対策や震災後の取り組みについての貴重な参考となり、効果的な対策が取れる可能性がある。

今回の視察においては、発災時後の議会の動きについても聞き取り調査を行った。発災時、議会は会期中であり休会日であった。市は被災者に対する支援金給付を行いたいと議案を上程してきたため、議会でそれを可決し緊急対応を行った。地元に帰れば避難施設運営に携わり、避難所個々での要望が日がたつにつれ要望内容が多様化することから、その調整に苦慮することになった。議会議員がそれぞれそのことを主張すると避難所が混乱することから、避難所を運営する自治会と一緒に議員は全体調整に関わり、避難所全体を考えた中での優先順位等を考え、避難所の混乱を抑える努力をしていた。

成果・所感



(本市に導入できること)

震災直後に立ち上げた災害対策本部会議における様々な決定事項が記録されており、話を伺うことで当時の状況がひしひしと感じられた。

本部決定の最終決定権者は市長であることは言うまでもないが、決定に至る経緯はトップダウンとボトムアップの双方が存在しており、市長とそれを支える職員の知恵と判断が極めて重要である。ひとたび災害が起これば、待ち姿勢では対応が遅れ、市民の被害や対応への不満が残る。そのことを職員は日々認識しておく必要がある。部長会議を通してその訓練をしておかれないと感じた。

災害発生後、避難所開設が行われるが、開設までは市役所が、開設後は避難者がその避難所を運営しなければ、全てを市役所職員で賄えるものではなく、そのことは自治会を通じて皆が認識しておく必要がある。そのための周知徹底は平時から行っておくことが大切である。

被災後の一時的な費用負担は市の財源で賄う必要があり、相馬市の予算規模は志摩市とほぼ同じであり、相馬市長の間隔では最低でも30億円の財政調整基金を蓄えておかなければ災害時の対応ができないと職員に指示しているとのことであった。そのことから、最低でも予算規模の15%を財政調整基金として積み立てておくことが望まれる。私(下村)が予算の20%を主張していることに対する見解をお聞きしたところ、それだけあれば安心して市の行政運営が可能となるであろうとの見解を述べていた。

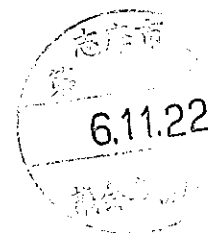
(本市に導入した場合の課題)

志摩市は避難タワーの建設や主要施設の高台移転が順次進められている。しかし、市指定の避難所だけで被災者をすべて受け入れ可能かは疑問である。自治会が管理するコミュニティ施設を避難所として利用される可能性も高いと感じる。そのため、施設の在り方や管理についての見直しを行い、全ての市民が安心して暮らせる地域づくりをしておくことが望まれる。また、避難所運営は自治会に委ねられると思われることから、その訓練をしておくことも必要ではないかと思われる。

(今後の検討)

東日本大震災は平日の日中に発生したことから、早急に災害対策本部が立ち上げられその対策にあたる事が可能であった。志摩市もそのようになるとは限らない。休日夜間での被災も想定し、職員の安否確認と災害対策本部の早期の設置や活動可能な電源の確保等日常において準備ができることはある。準備できることは可能な限り怠ることがないようにしておき、多大なコストを要することは、優先順位をしっかりと整え、限られた財源を有効に当てられるようにする努力が求められる。





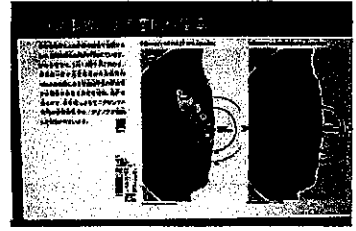
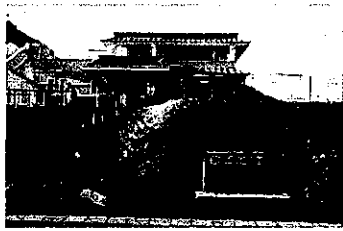
調査研究、研修、要請・陳情活動報告書

令和 6 年 11 月 22 日

志摩市議会議員 様

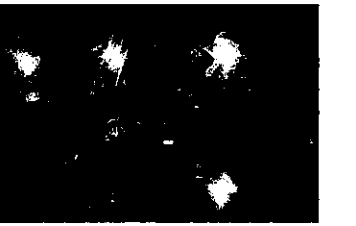
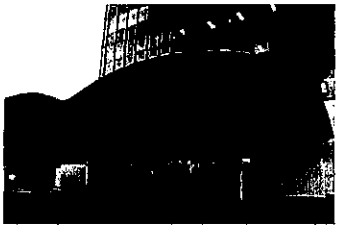
会 派 名	新風	代表者氏名	小 河 光 昭
年 月 日	令和 6 年 11 月 6 日 (水)		
時 間	午後 4 時 00 分 ～ 午後 4 時 20 分		
参加者氏名	小河光昭・下村卓也		
用 務 先	住 所	〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地	
	名 称	いわき市役所 観光振興課	
目的・内容	参観灯台である塩屋崎灯台を有するいわき市に志摩市が呼びかけをして実施している灯台ワールドサミットへの加盟を呼びかけるため、志摩市の資料と灯台ワールドサミットの資料を持っていき、訪問した経緯をお伝えし、対応していただいた。その訪問前に現地視察（塩屋崎灯台）をするとともにいわき震災伝承みらい館にも立ち寄り、震災における災害と住民の行動について学んだ。 いわき市役所では、観光振興課の小河原伸太郎参事兼課長に面談の上、加盟の依頼を行った。		
成果・所感	いわき市は、福島県の東南端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域である。 人口 317,649 人（令和 6 年 11 月 1 日現在）、世帯数 141,739 世帯（令和 6 年 11 月 1 日現在）、面積 1,232.51 平方キロメートル（令和 6 年 4 月 1 日現在）であり、映画「フラガール」で有名となった「スパリゾートハワイアンズ」がある市で全国に知られた街だ。 ここに全国で 16 か所ある参観灯台の一つである塩屋崎灯台があり、その麓には美空ひばりの銅像等が設置され、平日であるにもかかわらず多くの観光客が訪れていた。    		

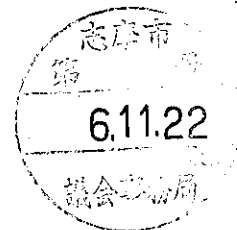
その前に訪れた「いわき震災伝承みらい館」では、その時の状況や市民の行動などが映像や展示物、語り部等で震災を風化させない取り組みがなされていた。



志摩市は灯台ワールドサミット開催を呼びかけ、参観灯台を活用した観光客の誘客に力を入れていることから、参観灯台を有する市町村が連携し、全国発信することでそれぞれの地域活性化に寄与できるものと期待している。

対応していただいた感触としては、参観灯台ではなくスパリゾートハワイアンズを売りにした観光誘客を目指しているようであった。





調査研究、研修、要請・陳情活動報告書

令和 6 年 11 月 22 日

志摩市議会議長 様

会 派 名	新風	代表者氏名	小 河 光 昭
年 月 日	令和 6 年 11 月 7 日 (木)		
時 間	午前 9 時 00 分 ～ 午前 11 時 30 分		
参加者氏名	小河光昭、下村卓也		
用 務 先	住 所	〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2	
	名 称	浪江町役場 企画財政課	
目的・内容	目的：未来のまちづくりの取り組みを学ぶ 内容：福島県浜通り地域の 3 自治体と全国 8 企業が未来のまちづくりに向け共同声明を発表した。近年官民共同での事業構築等が積極的に行われていることから、志摩市のみらいのまちづくりの参考とするため、レクチャーを受ける。 浜通り地域における新しいモビリティを活用したまちづくり連携協定と浪江町の取組について乗車体験を含めた視察をさせていただいた。		

(現状や事業効果)

志摩市は高齢化が進む中、これまでの公共交通だけでは生活が困難な状況にある。背景には大規模商業施設の進出により、これまで地元で愛されてきた商業施設が閉店に追い込まれるという状況もある。これによって買い物に遠くまで出かけなければならないなどの地域課題が発生し、その状況を補うべく移動スーパー事業に力を入れている。しかし、家から出かけて買い物を楽しまいとか、気分転換にどこかに出かけたいといったニーズには応えられないことから、デマンド交通やコミュニティバスの運行など地域公共交通の確保に努めている。しかし、その利用には時間運行や事前予約が必要といったいろいろな制限がかかり、決して使い勝手が良いとは言えない状況がある。

浪江町が実施している新しいモビリティは、東日本大震災からの復興に向けて、浪江町、双葉町、南相馬市が目指す、夢と希望のある未来づくりにおいて、各社が持つ資源、先進技術やノウハウを生かしながら、地域住民と共に作り上げていくという目的のもと、モビリティサービスと再エネ利活用、低炭素化事業により持続可能なまちづくりの実現を目指し、コミュニティの活性化とまちの強靱化の実現をしようとしていた。

この事業を参考に志摩市でも事業実施ができれば、今以上に住み良いまちが形成され可能性があると感じた。



(本市に導入できること)

志摩市は、日産自動車株式会社と日産プリンス三重販売株式会社)の3者で「脱炭素化及び強靱化に関する連携協定」を締結している。浪江町が実施している新しいモビリティを活用したまちづくりも日産自動車株式会社为中心的な役割を果たしており、新たな取り組みとして実施するにあたってハードルは低いと感じる。浪江町における交通サービスも様々なものがあり、それら関係各社が協力をしあうことで住み良いまちづくりの実現をしようとしていた。

なみえスマートモビリティは、スマホがあれば簡単に車を呼ぶことができ、多くの停留所を設けることにより、ドア to ドアの実現ができています。志摩市においてもこの事業が実施できれば、現在の地域交通よりもさらに利便性の高いものとなり、AIの発達により配車業務が効率よくできるようになっていることから、事業実施は可能と考えられる。

また、電気自動車を活用していることから、再エネ利活用、低炭素化への取組の可能となりその事業効果は多くいと感じる。



(本市に導入した場合の課題)

志摩市は比較的面積が広く、市内全域をスマートモビリティでカバーすることはできないと考える。そのため、現在の公共交通にこの事業を組み入れ、最

成果・所感

も効果的な運用ができる地域の選定が必要と考える。

また何台の電気自動車を走らせるのかによっても乗車希望者への配車到着時間にも影響がでることから、少なくとも3台の準備は必要と思われる。今回乗車させていただいた浪江町では乗車予約をしてから約3分で巡回乗合バスが到着したことから、待つストレスは全く感じなかった。

乗車料金は利用距離によって変わることから、乗合バスが遠方にいた時はもう少し待たされることになる。しかし、概ね10分以内でバスは迎えに来ることから、使用台数を何台にするか、範囲をどこまでにするかの検討は必要となるが、イオンやプラントといった大型要点に志摩病院や志摩市民病院といった医療機関及び横山展望台や賢島といった観光施設を乗車可能範囲に据えて計画をすれば、市民の利便性の向上は図れると考える。

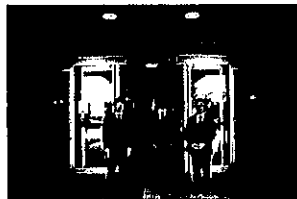
そのため、関係事業者との調整や料金設定、停留所やスマホナビの整備、乗合バスの台数の決定等の検討は必要となる。

(今後の検討)

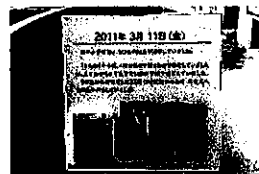
同業者との調整は必須条件であり、運行範囲や利用台数及び利用料金の決定など多くの検討項目は存在する。しかし、これまで志摩市は公共交通に対する取り組みを行ってきた実績と公共交通会議による委員の意見等を徴しており、課題解決へのノウハウは蓄積されていると思われる。

志摩市は「脱炭素化及び強靱化に関する連携協定」の締結をした実績もあることから、企業の協力を求めることが、課題克服への近道であると考ええる。

また、志摩市は日産自動車、日本旅行、JRグループとの連携で、GREEN JOURNEY 伊勢志摩の名称で旅行プランを全国でいち早く手掛けた実績もある。これらの実績を踏まえスマートモビリティのみならず、再エネ利活用、低炭素化事業の拡大も期待することから、課題を克服し事業実施に向けた検討をする価値はあるのではないかと考える。



この視察の後、震災遺構浪江町立諸戸小学校を視察し、当時の学校の職員がどのような行動で児童生徒の命を守ったのかを学ばせていただいた。



教職員の適切な判断で一人の犠牲者も出さずに済んだが、諸戸地区住民の中には、ここには津波は来ないと言って避難をしなかった高齢者もあり、避難しなかった方々は震災の犠牲者となっていた。

様式 6

調査研究、研修、要請・陳情活動報告書



令和 7 年 1 月 20 日

志摩市議会議長 様

会 派 名	新風	代表者氏名	小 河 光 昭
年 月 日	令和 7 年 1 月 1 6 日 (木)		
時 間	午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分		
参加者氏名	小河光昭、下村卓也		
用 務 先	住 所	〒899-7305 鹿児島県曽於郡大崎町仮宿 1029 番地	
	名 称	大崎町役場 環境政策課 環境政策係 TEL:099-476-1111(代表)	
目的・内容	目的： リサイクル率日本一の取り組みとそこに行き着くまでの取り組みを学ぶ。 内容： 自治体のリサイクル率は全国平均が約 20 % である中、大崎町は 83 % を超えている。その実績は、2006 年から 15 回もリサイクル率日本一を達成していることから、そこに至るまでの取り組みや苦悩の聞き取り調査を行う。		

今回の視察は、道の駅野方あらさので（一社）大崎町 SDGs 推進協議会のアシスタントディレクター・高橋知成氏と待ち合わせし、高橋氏の先導によりレンタカーで埋立処分場～大崎有機工場～そおりサイクルセンターを視察させていただき、現地で施設の説明等をしていただいた。

最終の現地視察をしたそおりサイクルセンターでは現地視察後、同センター2階会議室において、大崎町役場環境政策課環境政策係主事の寺原健尊氏からリサイクルの取り組みの成り立ち、脱炭素の取り組みについて、及び一般社団法人大崎町 SDGs 推進協議会の高橋知成氏から OSAKINI プロジェクトについての座学を受けた。

【埋め立て処分場】



可燃ごみ前にて



シラスの覆土



木くず



地中のガス抜き

今後 40 年は使用できる見込みとのこと。

【大崎有機工場】



木材のチップ化



生ごみ処理機



堆肥化中



おかえり環ちゃん

成果・所感

製品化できた堆肥は 20 円/kg で販売しており、堆肥取締法に基づく表示もされており、製品の均一化が図られている。製品は殆どが大崎町と志布志市で消費され、有り余るだけの堆肥の生産はないことから、製品が外に出ていくことがなく、黒字経営になるだけの売り上げはない。

【そおりサイクルセンター】



建屋



ペットボトル



金属類



陶器類

曾於市、志布志市、大崎町を収集エリアとし、28 品目に分別しているが、住民が出す段階ではそこまでの細分化はしておらず、職員がごみの選別作業を行っており、住民に過度の負担を強いていないことが協力をしてもらっているカギにもなっている。

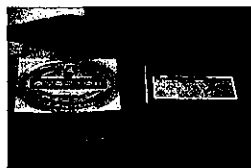
【座学】



座学開始前



寺原健尊主事



違反ごみシール等



リサイクル製品

住民の分別指導で最も苦勞しているところは、転入者へのごみ出しルールの浸透である。そのため大崎町に 500 弱ある衛生自治会がその指導に当たってお

り、分別のお助けを行っている。住民の分別意識やリサイクルに取り組む意識の高さがうかがえた。

（現状や事業効果）

大崎町はごみ焼却炉がなく、ごみは全て埋め立て処理を行っていた。隣の志布志市も同様にごみ焼却施設はなく、全て埋め立て処理を行っていた。しかし、埋め立て処理の最大の問題は用地確保であるが、当初の予定では平成 16 年に満杯になる計画の埋め立て処分場であったため、その延命化を図るにはリサイクルを徹底させるか、焼却炉の建設をするかであったが、財政事情を考えると焼却炉の建設はできても維持管理費用で財政が立ち行かなくなるとの判断でリサイクルに力を入れることとなった。その成果が全国一のリサイクル率を取るに至り、視察も多く来ていただける町になったとのこと。

これだけリサイクルが進んだのであれば、現在埋立をしている可燃物について、焼却処理施設を建設し焼却処分すれば、一層埋立地の延命化を図れるのではないかとこの質問を投げかけたところ、リサイクルに対する意識が希薄になりこれまでの取り組みが崩れかねないとの懸念があるとのことであった。また、志摩市内にある民間のペットボトルや紙類の回収施設はほとんどなく、視察させていただいた施設に来ていたとのことであった。

（本市に導入できること）

志摩市は燃やせるごみの焼却処分を主としてガス化熔融炉を 2 市 1 町建設し稼働している。令和 5 年度のリサイクル率は、約 18% で三重県内の平均値と同等である。大崎町と比較すると大きな開きがあると感じたが、志摩市内は民間の資源ごみ回収施設が数多くなり、そこに搬入する市民も多数いることから、実際のリサイクル率はもっと高いと推測できる。しかし、生ごみや木くずは大崎町の取組のようにリサイクルが可能であり、水分を多く含んだ生ごみが焼却炉に投入されることにより炉内の温度の低下を招き、燃料を多く消費することにつながっている。これを解消させるために生ごみの堆肥化に取り組むことの検討をする価値はあると考える。なお、大崎有機工場は(有)そおりサイクルセンターが管理運営を行っており、従業員は通常 2 名であるとのことがその考えの根拠としてある。

（本市に導入した場合の課題）

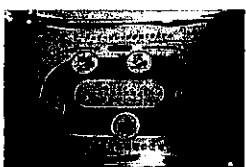
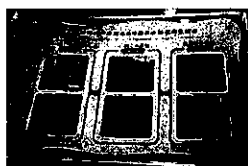
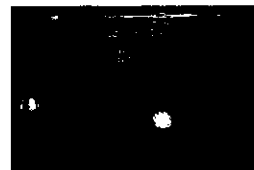
大崎町は田畑が多く、二毛作も行われている。そのため生産された堆肥を農家が使用し、堆肥化した製品が売れ残る心配はない。また、堆肥化施設を民間が管理運営をし、住民のリサイクルに対する意識も高く、多少値段が高くても自分たちがリサイクルに取り組んだ資源ごみがリサイクル製品となった商品を購入したいとの住民もいるとのことであった。また、令和 6 年度から紙おむつのリサイクルにも企業の協力もあり取り組みを開始している。これは、リサイクルに対する取り組みを企業が認め、企業から申し出があり実施できたものである。

人口減少が顕著な志摩市において、24 時間炉であるガス化熔融炉の稼働に関して、リサイクルに積極的に取り組んだことにより必要なごみ量が確保できないと言ったことが起こる可能性は否めない。また、住民と何度も膝を合わせての説明会や意見交換会を行っていることから、志摩市役所職員や市民にその熱量があるかどうか極めて大きな課題であると思われる。

（今後の検討）

ごみのリサイクルは志摩市の課題というだけでなく、資源の少ない日本にとっての大きな課題といえる。現在行っているリサイクル品目以外にも堆肥化できる生ごみや木くずをリサイクル化の検討を行うとともに大崎町がリサイクルしている陶器類など、埋立処分場に搬入している燃やせないごみのリサイクル

について検討することは有意義であると考え、





調査研究、研修、要請・陳情活動報告書

令和 7 年 1 月 20 日

志摩市議会議長 様

会 派 名	新風	代表者氏名	小 河 光 昭
年 月 日	令和 7 年 1 月 17 日 (金)		
時 間	午前 9 時 30 分 ～ 11 時 00 分		
参加者氏名	小河光昭、下村卓也		
用 務 先	住 所	〒812-8512 博多区博多駅前 2 丁目 8 番 1 号	
	名 称	福岡市役所 法人税務課 宿泊税係 TEL : 092-292-2496	
目的・内容	目的：宿泊税導入に至った経緯と課税開始までの協議内容を学ぶ 内容：福岡市は宿泊税を導入しているが、国内で唯一県と市が宿泊税を導入している。県民税と市税を賦課していることを考えると二重課税と思われるこの賦課もそうではないと思われるが、県と市がどのような調整をし、宿泊事業者との調整はどのようなものがあり、注意しておかなければならない事項などの聞き取り調査を行う。		

志摩市は、令和 8 年 4 月 1 日から、法定外目的税の宿泊税の導入に向けた検討を民間も交えた検討委員会を立上げ、現在協議を行っている。宿泊税は東京都が平成 24 年に日本で最初に導入し、その後、大阪府が平成 29 年、京都市が平成 30 年、金沢市が平成 31 年に導入した。令和に入りこの宿泊税を導入する自治体が観光施設整備のための自主財源の確保として、増えてきている現状がある。今回視察した福岡市は、令和 2 年に導入しているが、北九州市と福岡県も同時期に導入していることから、今回志摩市が導入を検討している宿泊税も伊勢市、鳥羽市そして三重県と県と市が同じ宿泊税の導入を検討していることから、福岡市に視察に訪れた。



(現状や事業効果)

観光施設整備や集客広報については、今後今以上に多くの予算が必要となってくることが考えられる。宿泊税を導入した先進自治体において、宿泊客の減少が導入するにあたっての懸念事項となっていたが、実際に導入してみると意外に宿泊客の減少には至っていないとのことから、過度な心配はしなくても良さそうである。

(本市に導入できること)

成果・所感

日本有数の観光地である伊勢志摩国立公園に市全域が含まれる志摩市において、自主財源確保の有効な手段であると考え。関係事業者との検討会も行われているが、まだまだ事業者間で様子伺いしている感がある。市がしっかりとした方向性も持ちながら検討していないことが気にかかる。事業者の協力なくして実施できる施策ではないが、特別徴収交付金の支払いをすることによってその協力していただけるかどうかのハードルはかなり下がると感じられ、宿泊税導入については確実に実施できると思われる。

そのため、システム導入に係る初期経費の負担を資力が少ない家族経営宿泊事業者の軽減を図るため、その補助金を交付する配慮があっても良いのではないかと感じる。市は自主財源確保のための事業者支援をしても後から徴収できることから出し惜しみせずに特別徴収義務者に良いイメージを植え付けることが肝要であると考え。

(本市に導入した場合の課題)

徴収した宿泊税は法定外目的税であることから、しっかりとした使い道を検討し適正使用をしなければ、納税者や特別徴収義務者から行政に対する信頼を損ねることが危惧される。

また、特別徴収義務者は、大手宿泊事業者から家族経営宿泊事業者まで、志摩市においては幅が広いと感じる。システム導入できる資力のある事業者とその資力がない事業者への対応をどのようにするのか。特別徴収義務者に対する特別徴収交付金の支払いをいづれだけするのかをしっかりと検討し事業者へ丁寧な説明と理解を求めることは必要不可欠である。課税課、収税課がしっかりと担当業務を認識し公務に取り組む意識の醸成も怠ってはならない。

宿泊税の賦課においては、定額制か段階的定額制か定率制かの決定は重要な課題であり、課税免除または減免についてどうするのかの検討も必要である。福岡市においては、課税は納税者に分かりやすく、かつ特別徴収義務者には事

務負担の軽減も考慮する必要があるとの考えから、課税免除や減免は行わず、特に議論となる修学旅行生に対する宿泊税免除についての対応は、宿泊補助金として一人あたり 500 円の補助金を交付しているとのことであった。この方法であれば、特別徴収義務者は負担は軽減され、税負担以上の補助金の交付があることから、実質補助金と宿泊税の差額分が修学旅行生に残ることとなり、宿泊税が課せられることの PR よりも補助金があるとの PR を行うことで、宿泊税を免除しないことへの悪いイメージから補助金があり実質有利であるといった良いイメージ戦略をすることが大切であるとのことであり、志摩市の宿泊税導入にあたっての対応の参考になると感じた。

(今後の検討)

令和 5 年までに宿泊税を導入している自治体は東京都、大阪府、福岡県、京都市、金沢市、福岡市、北九州市、長崎市、倶知安町の 3 都府県 5 市 1 町の 9 自治体のみである。この 5 市のうち 4 市は政令指定都市であり、残り 1 市も令和 5 年に導入した長崎市であり県庁所在地の中核市である。唯一、町で導入しているのは倶知安町であり令和元年に導入している。

宿泊税の導入にあたっての最大の検討課題は、税率をどうするかであり、唯一県と市が同じ法定外目的税の宿泊税を導入しているのが福岡県であるが、県と市が協議を行い条例、規則、広報のすり合わせを行い、総務大臣の同意も同日の令和元年 11 月 15 日に取れている。しかし、この 1 県 2 市間においても税率には相違があり、歩調は合わせられていない。

税率を定額とするか定率とするか。定額であれば一定額とするか段階的な定額とするかといったことを検討する必要がある。

これらの税率についてはそれぞれに以下の特徴がある。

- ① 定額制…入湯税と同じように同額であることから徴収事務が容易であり、宿泊される人にとっても理解を得やすい。ただし、高額な施設に宿泊できない利用者にとっては、宿泊代金に対しての税負担割合が高くなる。
- ② 段階的定額制…何段階の定額とするか、また税額をいくらとするかを検討する必要がある。京都市は現行 3 段階で最大 1,000 円の宿泊税を 5 段階で最高 10,000 円に変更することを検討している。税込アップにつながり宿泊料金に対する負担割合をどれだけかでも平準化することができるが、宿泊者に公共サービスの違いがないことから納得してもらえるかの懸念はある。
- ③ 定率制…税負担率の平準化ができ、定額に比し税込の増額が見込めることから自主財源の確保には最も有効な税率と言える。しかし、宿泊者が受けられる公共サービスに何ら違いはないにもかかわらず、税負担が多くなることから宿泊者に対しての説明に苦慮することが考えられる。

これらのことを考慮し、特別徴収義務者に理解を得る努力は必要不可欠であるとともに導入後の見直しがあれば、事業者システム改修経費の負担を強いることになることも念頭に入れた検討が必要である。

福岡市は、宿泊税導入にあたっての事業者に対する補助金等は交付していない。しかし、特別徴収義務者の対する特別徴収交付金の支払いを「期限内納入額の 2.5%」「導入から 5 年間は+0.5%」「交付対象期間内における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期に納付した場合は更に+0.5%」としている。事業者は導入にあたっての必要経費がいることから、初期費用に対しての補助金交付等を検討することも必要ではないかと考える。

(その他)

特別徴収義務者への対応として、課税課は期限内申告をしない事業者や滞納をした事業者に対する対応も法に基づいて行わなければならない。福岡市はそのことをしっかりと認識しており、申告が遅れた場合は申告指導は元より、不

	申告加算金や期限後申告加算金の徴収を行うとともに滞納があった事業者に対しては通常の滞納処分を行っているとのことであった。このことについて担当課は十分肝に銘じておくべきである。
--	--

調査研究、研修、要請・陳情活動報告書



令和 7 年 3 月 28 日

志摩市議会議長 様	報 告 者	会 派 名 新風 議員氏名 小河 光昭	
年 月 日	令和 7 年 3 月 27 日 (木)		
時 間	午前 10 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分		
参加者氏名	小河光昭、下村卓也		
用 務 先	住 所	京都府京都市南区東九条西山王町 1	
	名 称	京都 JA ビル 地下 1 階 101 会議室	
目的・内容	目的：「事例で考える議会運営のポイント」のセミナー受講 内容：1.突然提出された動議の取り扱い 2.不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い 3.議長不信任決議の先決性判断とその対処方法 4.外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い 5.条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い 6.事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い 7.会議時間の変更手法 8.兼業禁止かどうかの判断 9.質問・質疑の省略の是非 10.事前審査かどうかの判断 11.発言の訂正・撤回の判断基準 12.審査予定表と休会の取り扱い 13.議事日程・審査日程の変更取り扱い 14.会議録署名議員の欠席時の取り扱い 15.発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求 16.委員外議員の活用と留意点 17.確定日付ある議員辞職願の取り扱い 18.議事と議決の定足数の捉え方 19.継続審査・調査の期間と手続き 20.オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い 21.その他 講師：廣瀬和彦 ((株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事)		

志摩市議会の運営の仕方について、これまでの経験を思い浮かべながら、どういう根拠を基に運営されていたのかを学び、今後の議会活動に役立てたく、セミナーを受講した。

題目「事例で考える議会運営のポイント」

講師「廣瀬和彦」(株)廣瀬行政研究所 代表取締役
(元全国市議会議長会法制参事)

参加者：17名（内リモート参加者4名）



～事例で考える議会運営のポイント～

成果・所感

1. 突然提出された動議の取り扱い

動議とは：一般に議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案をいう。

提案方法：一般的に会議の途中において発議され、その方法は原則として口頭により発議する。そこに案を備える必要はない。

突然動議が提出された場合は、提出要件を満たしているかどうかを確認する。ただし、議事の途中で提出された場合、議事を直ちに中断するのではなく、議事の区切りのいいところで提出要件を確認すればよい。

動議は員会付託が可能である。ただし、議事進行に関する動議は、その場で処理すべきものであるため付託できない。また、動議は修正不可のため、修正をしたい場合は別の動議を提出する必要がある。

2. 不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い

不穏当発言：良識を有する者が発言しない発言

不規則発言：議長の許可に基づかない発言

不穏当発言の判断は自治体によりさまざまである。議会の自立権の一環として判断するので、議会により判断は様々となり、法的には問題ないこととなる。

不穏と発言根の対応

① 発言者自身による発言の取り消し

② 法第129条第1項に基づく議長の秩序維持権による取り消し命令または取り消し留保宣告

③ 他の議員による発言取り消しを要求する動議

議長による発言取り消し命令は、不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば可能。

3. 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法

決議：議会における書面による意思をいう。決議には、法的効果を生じるものと法的効果を生じないものの2種類がある。

議長不信任決議：法的効果はなく、事実上の効果しかない。辞職するかどうかは議長の自主的判断である。

議長不信任決議における先決性：議会の構成に関するものであることから、一般的に先決性があると言える。ただし、他の案件の審議がストップしてしまう可能性があることから、適宜措置が可能。

4. 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い

市議としての質問の範囲は、市の一般事務の範囲に限って行うことができる。

国、県、第三セクター、一部事務組合等の事務は範囲外であるため、原則として質問することはできない。

意見書の提出先：国会または関係行政庁（議会には提出できない。）

5. 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い

予算：予算は一体化として不可分のもので分割して決議されるものではなく、かつ議会の本来の権限であり、取り扱い上もその部分だけ関係議員を除斥して審議することは事実上も不可能であるため除斥されない。

条例：特別な条例でない限り、条例の制定改廃は、一般的、普遍的性格を有するものであって、それらを審議する過程においては除籍の問題は生じない。

一般質問：その意義からして、議会の意思決定を伴わないので、除籍の必要はない。

6. 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い

委員会条例の改正にあたり、旧常任委員を新常任委員とみなし、その任期を残任期間とすること等の経過措置設定を設ければ、改めて委員の選任等を行う必要はない。

7. 会議時間の変更手法

会議時間：議会が適法に会議を行うことができる時間をいう。会議時間の始期が開議時刻であり、終期が閉議時刻。

開議：議長の開議宣告があつて初めて開議となり、宣告は絶対的要件。

閉議：閉議時刻が到来すれば、議長の閉議宣告を必要とせずに、自動的に閉議となり、宣告は絶対的要件ではない。

会議時間の延長：議場における議長の会議時間の延長宣告
休憩中等の議場外における議長の会議時間の延長

8. 兼業禁止かどうかの判断

指定管理者による公の施設の管理と請負契約：兼業禁止における請負に該当しない。

補助金交付と法第 92 条の 2 の請負の関係：請負に該当しない。

別途請負がある場合：内容、量によってここに検討する必要あり。

9. 質問・質疑の省略の是非

質問・質疑終結の動議：質問・質疑に入ったあと議事能率の面から終了させるもので、言論の府の議会では認められる。(同様の内容を他の議員が繰り返すことを防げる。)

質問・質疑省略の動議：議会の本質に反する不適法な動議で認められない。

10. 事前審査かどうかの判断

全員協議会の場合では、執行部からの説明に留め、実質的な審議となる質疑や意見を述べさせることは適当でない。

11. 発言の訂正・撤回の判断基準

発言の取り消し：発言の趣旨の変更を伴うものをいう。⇒議会の許可が必要。

発言の訂正：現行の読み間違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいう。⇒議長の変更で足りる。

会議規則規程：その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはいできない。

12. 審査予定表と休会の取り扱い

開会前の議会運営委員会でその調整を行うのが通常であり、この際、議会運営委員会において会期日数だけでなく、その日数に沿う形で、本会議や委員会を開催する日や休会とする日を記載したいいわゆる審議予定表を配布する。

13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い

変更：一般的には、議長が必要ありと認めた場合、議長発議により議会に諮る。

14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い

会期の初日に 2 人以上の署名議員を指名する。署名議員が欠席した場合は、直ちに追加指名する。

1 5.発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求

発言取り消しが認められたとしても、発言が取り消されるものではない。

会議録：発言取り消し部分の記載がない。

会議録原本：発言取り消し部分の記載はそのまま残る。

開示請求：会議録原本を開示請求があった場合、発言取り消しがあった部分も開示しなければならない。

1 6.委員外議員の活用と留意点

委員会への副議長の出席は、委員外議員の手続きを行う必要がある。

1 7.確定日付ある議員辞職願の取り扱い

議員辞職手続き

- ① 会期中⇒議会の許可
- ② 閉会中⇒議長の許可
- ③ 形式⇒書式による辞表（口頭は不可）
- ④ 撤回⇒議会の許可がなされるまでは可能

1 8.議事と議決の定足数の捉え方

議事の定足数：会議を開き審議を継続していくために必要な定足数

議決の定足数：会議体としての意思を決定するために必要な定足数

議長の参入の是非；議員定数中には算入する。過半数議決においては含まない。

1 9.継続審査・調査の期間と手続き

付託案件を継続審査とするかどうかは会期中に委員会が審査を行った結果、会期末近くにおいて継続審査の必要性があるかどうか判明するのが一般的であることから、実務上は、当該申し出を会期末において議決することが適當。

継続審査は委員会報告書に記載することはできず、別途継続審査の申出書として委員長から議長に提出する必要がある。

2 0.オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い

本会議：オンライン出席不可

委員会：オンライン出席可

一般質問：欠席扱いであるが可能

議会の表決・表決と不可分一体の質疑討論は、法律上「出席」と規定しており、この「出席」とは「議場にいること」と解していることから、オンラインでの出席は欠席扱いとなり、これに参加することはできない。

2 1.その他

志摩市議会における請願の取扱いについて確認した。

請願書の審査は委員会で行われ、紹介議員や請願書提出者が参考人として呼ばれ審査をしている。審査終了後は委員長がその請願書の提出者となり本会議では

かられているが、請願者はあくまでも請願者本人であり、その対応は不適切との見解であった。

また、委員会における審査の結果不採択となった請願が本会議において採択となっても法的に問題はないが、専門性をもって調査研究を行う付託された委員会の結果をそれ以外の議員がその結果を尊重しないことには、議会のあり方や会派制等を採用している議会においてはその資質を問われることになる。会派は仲良し集団であり、同じ方向性を持った議員の集まりであるとしながら、違法でないにしろ賛否自由は会派の中で慎重に議論されることが求められるのではないかとの見解であった。

以上